

損害賠償及び和解に関する件

平成29年(2017年)5月30日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所

平成27年(ワ)第37号 損害賠償請求事件

2 当事者

(1) 原告 札幌市厚別区在住者

(2) 被告 札幌市

3 事件の概要

(1) 平成25年7月21日、札幌市清田区真栄4条2丁目17番1先において、道道真駒内御料札幌線を走行していた原告の運転する競技用自転車が、当該路線の路肩上に設置された本市が管理する雨水枠グレーチング蓋の欠損部分にはまり込み、転倒した。

(2) これにより、原告の所有する競技用自転車等が破損したほか、原告は、第7胸椎圧迫骨折の傷害を負い、約3か月間通院した。

(3) 平成27年1月9日、原告は、本市を被告として、札幌地方裁判所に対し、金5005万1118円の支払を求める訴えを提起した。

4 和解の要旨

(1) 本市は、原告に対し、損害賠償金として金300万0812円の支払義務があることを認める。

(2) 本市は、原告に対し、前号の金員を所定の期日までに支払う。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(理由)

損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。